

京都市訓令甲第 30 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市長 門 川 大 作

題名を次のように改める。

京都市教育委員会事務局教育次長等専決規程

第1条中「, 教育長」を「, 教育次長」に、「教育長等」を「教育次長等」に改める。

第2条, 第3条及び第4条第1項中「教育長等」を「教育次長等」に改める。

第5条第1項中「教育長」を「教育次長」に改め、「, 教育次長がその専決事項を代決し, 教育長及び教育次長に共に事故があるときは」を削る。

別表教育長の項中「教育長」を「教育次長」に改め, 同項中第21号を第22号とし, 第20号を第21号とし, 第19号を第20号とし, 第18号の次に次の1号を加える。

(19) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議に関する事務に関すること。

附 則

この訓令は, 平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)